島原市建設工事競争入札参加有資格業者格付基準及び発注基準

令和７年４月１日

Ⅰ　格付基準

工事の種類	格付区分		年間平均完成工事高	技術職員
	等級	総合数値		
土木一式工事	A	720点以上	50,000千円以上	１級２名以上
	B	600点～719点	―	―
	C	599点以下	―	―
建築一式工事	A	680点以上	50,000千円以上	１級１名以上
	B	630点～679点	―	―
	C	629点以下	―	―
管工事	A	630点以上	20,000千円以上	１級１名以上
	B	629点以下	―	―
水道施設工事	A	630点以上	―	１級１名以上
	B	629点以下	―	―

※格付基準の総合数値は、下記の「客観的審査事項」の審査点数と「主観的審査事項」の審査点数の合計数値です。

※格付は、年間固定です。

１　客観的審査事項

建設業法第２７条の２３第３項に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「総合評定値」となります。

２　主観的審査事項

主観的審査事項の審査は、次の（１）から（６）により行います。ただし、市外業者（市内に本社及び支店等を有しない業者）は、（２）のみにより審査します。

（１）工事種類別工事成績

審査対象特定日（競争入札参加資格審査における申請業者の状態を特定する日。）の属する年の２年前の１月１日から審査対象特定日の属する前年の１２月３１日までの２年間に完成した本市発注工事について、各業者の工事種類ごとの市が評定した工事成績評定点の平均により、次の表の付与点を審査点数に加えます。

成績区分	60 点未満	60 点以上 65 点未満	65 点以上 75 点未満	75 点以上 80 点未満	80 点以上 85 点未満	85 点以上
付与点	－６０	－３０	０	２０	４０	６０

注）審査対象特定日：毎年３月３１日、随時受付の場合は、受付日。

（２）信用度

審査対象特定日の前年の１月１日から１２月３１日までの１年間に市から指名停止又は指名除外の措置を受けた業者は、次の項目ごとの評点を合計し、１００点を限度として審査点数から減じます。ただし、指名停止又は指名除外の原因となった行為ごとの適用については、次の①～③に該当する項目の評点の合計と④の項目の評点のいずれか高い方、④

以外の項目のいずれにも該当しなかった場合は④の項目の評点を減じます。

①贈賄事件に係るもの　：　―１００点

②工事の安全成績に係るもの（市内の事故に限る）　：　次の表のとおりとします。

	公衆災害		労務災害	
	死亡	傷害	死亡	傷害
市工事	―１００	―７０	―７０	―４０
一般工事	―７０	―４０	―４０	―２０

③談合に係るもの　：　次の表のとおりとします。なお、表中の役員等とは、法人にあっては取締役、支店長又は営業所長等、個人事業にあっては個人又は支配人をいいます。又使用人とは役員等以外の社員をいいます。

	役員等	使用人
市工事	―１００	―７０
一般工事	―７０	―４０

注）市工事とは市が発注機関である工事、一般工事は市工事以外の工事をいいます。

④指名停止又は指名除外の期間を基準とするもの　：　次の表のとおりとします。

指名停止の期間	減点
６月以上	―１００
５月	―８０
４月	―６０
３月	―４０
２月以下	―２０

（３）消防団員雇用

審査対象特定日の属する年の２月１日（随時受付の場合は受付日。以下「基準日」という。）において、代表者又は基準日以前１ヶ月以上雇用している従業員が本市消防団に所属している業者を対象に、すべての工種について次の表の付与点を審査点数に加えます。

人数区分	付与点
１人	１０
２人	１５
３人以上	２０

（４）防災協定締結

基準日において、本市と災害等の発生時における支援活動について定めた協定（以下「防災協定」という。）を締結している団体に加盟し、支援活動に一定の役割を担う業者を対象に、すべての工種について１０点を審査点数に加えます。ただし、複数の団体に加盟している場合でも、付与点は一律に１０点とします。

（５）環境美化活動

審査対象特定日の前年の１月１日から１２月３１日までの１年間に、市内の公共施設において、清掃及び美化活動（以下「活動」という。）を行った実績のある業者を対象に、すべての工種について次の表の付与点を審査点数に加えます。ただし、対象となる活動は、以下に該当するものとします。

① 島原市愛護団体登録制度に基づく活動又は国、県が募集するボランティア活動に登録して実施した活動とし、当該業者名で登録したもの。

② 上記①の活動で、当該業者名での登録でないものについては、当該業者の従業員が５名以上参加したことが確認できるもの。

活動実績	付与点
１～４回	５
５回以上	１０

注１）公共施設とは河川、海岸、道路、港湾、漁港及び公園をいいます。

注２）清掃及び美化活動とは清掃、除草、植栽及び植樹の維持管理をいいます。

（６）優秀工事表彰

審査対象特定日の属する年度において島原市優秀工事表彰を受けた建設業者については、当該表彰を受けた工事と同一の工種に３０点を審査点数に加えます。

Ⅱ　工事別発注基準

工事の種類	等級	請負工事標準額	指名選定の範囲	備考
土木一式工事	A	2,000万円以上	A	B級の最高限度額は、3,000万円
	B	300万円以上2,000万円未満	B	
	C	300万円未満	C	
建築一式工事	A	3,000万円以上	A	B級の最高限度額は、4,000万円
	B	300万円以上3,000万円未満	B	
	C	300万円未満	C	
管工事	A	1,000万円以上	A	
	B	1,000万円未満	B	
水道施設工事	A	1,300万円以上	A	
	B	1,300万円未満	B	

備考

1　特に必要があると認められるときは、対応する等級の直近の上位又は下位に属するものを選定することができる。

2　災害復旧工事、緊急を要する工事、特殊な技術・経験を必要とする工事及び軽微な工事又はその他特別な場合は、上記基準にかかわらず、地域性及び等級を勘案して適格者を選定することができる。

3　その他の工事については、当該業種の適格者の中から選定する。

Ⅲ　本社が島原市内にない業者の制限付き一般競争入札への参加について

本社が島原市内にない業者については、令和７年度中に告示する建設工事の制限付き一般競争入札に参加できる件数を２件までとし、その１件目の入札において落札した者は、当該年度中は他の建設工事の制限付き一般競争入札に参加できないものとする。